

スウェーデンにおける地方自治体の合併と分離： 財政基盤と政治参加の重要性

名古屋市立大学大学院経済学研究科附属経済研究所 下野 恵子

1. はじめに

この論文は、2004年3月22日から26日の短期間であったが、得るところが多かったスウェーデンでの合併に関する調査をまとめたものである。具体的には、1962年から始まる戦後2回目の合併の動きの中心にいた Björn Sundstrom 氏とストックホルムで会ってインタビューし、さらに、1974年の「強制合併」以後に分離運動を成功させ最も新しい290番目のコミューンとなった Knivsta を訪問した。そこで、多くの人に会い、分離運動のことだけでなく、自治体の組織、議会、政治家のことなど多くのことを学んだ。

論文の目的は、スウェーデンの合併をめぐる動きを報告し、現在進行している日本の合併政策との比較を行うことである。現在の日本では、平成の大合併が進行中である。しかし、合併の目的や目標は明確にされず、合併特例法を制定して財政優遇措置を「にんじん」として合併を進めている。それに対し、1969年にスウェーデンで成立した「強制合併法」は合併の目的を地方政府の財政基盤の強化としており、目標人数は8,000人とした。

現在スウェーデンは地方分権の進んだ国として知られている。そして、地方分権は地方の強い財政基盤に基づいており、日本と異なり市町村の区別のないコミューンと呼ばれる自治体の最小単位は290となっている。最も人口の少ないコミューンは2,700人、最も人口の多いのはストックホルムで744,000であり、平均は31,000人となる

(2003年)。

ここで、スウェーデンという国を簡単に紹介しておく。

人口は、2003年現在で886万人であり、東京都の人口よりも少ない。しかし、競争力の強い産業を持ち、GDP成長率は2000年が4.4%、2001年がスローダウンして1.1%、2002年から再び回復して1.9%、2004年はEU平均を2倍以上上回る2.8%の経済成長率と推定されている。失業率も5%台で推移しており、経済は好調である。財政赤字（国債残高）をみると、日本が国債・地方債の残高の合計がGDPの1.5倍に達しさらに増加傾向なのに対し、GDPの約50%に留まっている。

日本と同様に、1990年にバブルが崩壊し、深刻な金融危機に陥ったが、銀行の国有化を含む大規模な介入を短期間に行い、金融危機から脱出した（スウェーデン大使館の資料による）。高齢社会を控えた大胆な年金改革でも、議論を尽くした後の政府の対応の早さには驚かされる。このような対応の早さを、小国であることに求める人もいるが、今回の調査で、投票率の高さ、立候補者数の多さなど、国民の意志を政治に反映させるシステムがうまく機能しており、その結果、議員数が必ず奇数であることに代表される「政治的決断ができる体制」となっていることに気づいた。

さらに、スウェーデンは「高福祉高負担の国」として有名である。スウェーデンの最近のGDPベースの国民負担率は51～53%である。日本は、租税・社会保険負担の合計で28%となっており、

スウェーデンよりはるかに小さい。これを家計の負担の面から見ると、租税の中心である所得税負担は国民所得ベースで所得の70%にもおよぶ。ただし、大部分は地方税である県とコミューンに対し、所得税として所得30~35%（地方によって異なる）を支払うのみで、国税としての所得税を支払うのは国民の約20%を占める高所得者である。ちなみに、所得税は世帯ベースではなく、完全に個人ベースであり、男女の労働力率が全く同じである社会にふさわしい制度である。また、国民総背番号制で、所得、資産の把握はほぼ完璧である。所得税が高いだけに、脱税は、日本と異なり、大罪である。所得税と並んで国税の中心となる消費税は25%と非常に高い。逆に、企業に対する法人税は28%で、EUの平均より低くなっており、明確な民間企業優遇制度をとっている。

高い所得税、消費税によって提供されるサービスは、福祉国家にふさわしいレベルにある。具体的には、大学を含め教育費は無料であり、医療、介護サービスも無料で公的に提供される。スウェーデンでは、就業者の30%は公務員であり、その多くが医療関係、介護関係で働く。つまり、女性で短時間勤務（フルタイム勤務と時間給は同じで、社会保険にも加入するので、日本のパートタイムとは異なる）の公務員が多く存在することになる。その結果、公的部門の支出がGDPの30%を占める。

また、中立外交を積極的に行い、難民を積極的に受け入れる政策を採っており、徹底した言語教育を行っている。外国人を受け入れる場合、言語教育には大きな費用がかかる。日本で外国人労働者に受け入れを簡単に言う人は、その費用を負担する覚悟があるのか、疑問に思う。

最後に、スウェーデンの政治情勢について述べる。労働組合が強く、消費者運動が盛んであり、政治的には社会民主党が強い伝統がある。4年に

一度、国、県、コミューンの3つのレベルで一斉選挙が行われる。4年に一度であり、地方と中央の一斉選挙であるので、投票率はほぼ90%と高い数字となっている。ただし、難民、移民などの投票率の低さが問題となっている。

選挙は完全比例代表制で、政党への投票をすることになる。多くの政党があるが、最近では、社会民主主義系（社会民主党、左翼党、環境党）と中道右派（穏健党、国民党、キリスト教民主党、中央党）の間で政権交代がある。2002年の選挙では社会民主党系が勝ち、第3次パーション社民党内閣が成立した。

2節では、スウェーデンの地方自治体の役割分担、財政基盤について、述べる。3節は合併の歴史を紹介する。その際、1969年の強制合併法成立以来、地方自治体の合併の動きの中心にいたBjörn Sundstrom氏とのインタビューを行ったので、その内容を紹介する。なお、1974年に強制合併法に基づいて278のコミューンが誕生したが、その後多くの分離運動も起こっており、Sundstrom氏は現在分離の可否を判断する部署（The Swedish Association of Local Authorities）に継続して勤務されている。4節は、分離運動を成功させ、290番目のコミューンとなったKnivstaに関するまとめである。Knivstaを直接訪問し、分離運動の中心者とコミューンの公務員から分離運動の原因と経過、コミューンの組織、議会などを詳しく聞くことが出来た。さらに、訪問した日に、月に一度のコミューンの定例議会が開かれることがわかり、議員に勧められ議会を傍聴した。5節では、今回の調査をふまえ、日本の合併の進め方について論じている。

2. 地方自治体の役割と財政基盤

まず、前節で述べたように、1969年に強制合併

法が成立した。そして、合併の条件として、1971年1月1日から市・町・村の区別をなくし、コミューンという単一の組織とした。スウェーデンでも、現在の日本と同様に、市町村の役割や権限には微妙な差があった。そのことが合併を勧める上での障害と考えられ、国、県、コミューンの3つの階層に統一したのである。

スウェーデンでは、国、県（ランスティング）、コミューンの役割分担は重ならないように厳密に決められており、県とコミューンの間に上下関係はない。また、日本のような地方自治体に対する国の委任事務はない。国の役割を地方ではたす場合には、必ず人をつけるか、十分な費用を委譲することになっている。

県の主要な役割は、医療サービスの提供と一部の専門教育の提供である。特に、予防や歯の治療を含めた医療サービスが最も重要で、支出の80%以上を占める。

コミューンの役割は、高校までの教育や介護サービスの提供など、住民により身近なサービス提供である。2001年のコミューンの支出の構成は、高校までの教育全般の提供が27%、高齢者や障害者への介護サービスの提供が26%、保育園・幼稚園に14%となっている。最近では、難民の教育、援助もコミューンの仕事となった。

次に、地方自治体の財政について述べる。県、コミューンの歳入の70%近くが地方税収入であり、その財源は最も安定した財源である地方所得税である。地方所得税は定率で、県が約10~12%、コミューンが約20~25%となっており、県とコミューンを合わせた地方税率の平均は約31.5%となっている。所得に課される地方所得税率は各自治体によって差があり、豊かな自治体では低くなっている。つまり、地方所得税率は各県、各コミューンに決定権がある。つまり、スウェーデンの地方自治体は完全な財政自主権を

もっており、地方分権の国と呼ばれるのにふさわしい体制を整えている。

平均的な自治体の自主財源は70%程度であるが、地方交付税のように自治体間の格差是正のための国の各種の補助金が約20%を占める。さらに、おもしろい制度として、住民の平均所得が高い自治体から低い自治体への一方的な自治体間の財政調整制度がある。いわゆる「ロビンフッド税」である。

なお、消費税、法人税、固定資産税などはすべて国税である。さらに、高所得を得ている個人に対して所得の20~30%程度の累進的な国税が課される。

3. 地方分権と合併の歴史：1974年の「強制合併」を考える

この節は、Swedish Institute (2001), Sundstrom (2004), および、Sundstrom氏へのインタビューを参考にまとめてみた。

スウェーデンもヨーロッパ諸国と同じく、地方の地方自治体は教会領の形を取っていた。1862年に教会領が町・村となり、市と合わせて、地方自治体の数は約2500となり、20世紀半ばまではほぼその形を変えなかった。

スウェーデンの戦後の合併の始まりは1952年と1962年の2回あった。まず、1952年には、財政基盤の強化を目的として、目標人口3,000人の自主的な合併を推進した。その結果、自治体の数は約2,500から1,037まで減少した。しかし、自主的な合併であったので、1960年においても、2,000人以下のコミューンが350存在し、いずれも財政難に苦しんでいた。

そこで、1962年以降、中央政府は自主的な合併をうながした。1962年に始まる合併では、地方分権を維持するためには財政的基盤が必要であると

いう認識のもとに、人口8,000人を目標とした。人口8,000人は、高校を維持するために必要と考えられる最低限の人口である。しかし、合併の動きは緩慢であった。その理由は、豊かな自治体には合併する理由がなく、貧しい自治体も郷土愛があり、合併に踏み切れなかったのである。この点は、日本の平成の大合併と同じである。

そこで、スウェーデン政府は、1969年に「強制合併」法案を成立させた。その内容は、

(1)1974年1月1日までに合併を行う。人口の目標は8000人。

(2)市、町、村の区別をなくし、コミューンとする(1971年1月1日)。

の2点である。

1974年には、強制合併が実行され、コミューン数は約1,000から278と大きく減少した。その後、コミューン数は一時277になったが、分離運動により13のコミューンが新たに認められ、2004年度現在、コミューンの数は290となっている。最も新しいコミューンが次の節で述べるKnivstaである。

さて、自主的な合併ではうまくいかないのに、「強制合併」法を制定するという発想はなかなか日本では受け入れられないかもしれない。しかし、強制合併の中心にいたSundstrom氏はインタビューで、「自主的な合併ではうまくいかないことが明らかであれば、中央政府が責任を持って合併を推進するのが当然でないか」と自信を持って答えた。さらに、5年間かけて自治体の意向を聞きながら計画を練ったことをあげ、「強制合併」が中央政府の一方的な押しつけでないことを強調された。

その証拠に、強制合併以後に新たに認められたコミューンは30年間で13と、わずか5%のコミューンが分かれたのみで「離婚率よりはるかに低い」というのが、Sundstrom氏の評価である。

ただし、分離申請して認められるのは半数以下という事なので、離婚希望者を入れれば、10%以上になるが、しかし、さほど高い比率ではない。

ちなみに、分離のためには、財政基盤の安定の証明として「少なくとも10年間は人口が増えないし維持可能であること」を、また、住民の分離の意志の強さを示すためには「政治参加率(議会への立候補者数、投票率)」が高いことを証明しなくてはならない(次節のKnivstaを参照)。特に、財政的な安定がない限り、分離は決して認められない。

さて、強制合併の結果、住民の満足度や政治参加率(コミットメント)にどのような変化があったかという大規模な調査を行ったのが、ウプサラ大学のDr Peter Nielsenである。その調査結果は2003年12月に出版されているが、スウェーデン語で書かれている。ただし、Summaryのみが英語でも書かれており、そのコピーをKnivstaの分離のためにウプサラ側で調整をするIngemar Reiner氏にいただいた。

Dr Nielsenのまとめによれば、全体としては、強制合併以後も住民の満足度、政治参加率には変化が見られないという結果を得ている。ただし、分離申請をしている所では、当然ながら、住民の現在の帰属コミューンへの満足度は低くなっている。そして、分離運動が起きているのは、核となる地域が2つ以上あるコミューンである。

以上から明らかになるのは、「強制合併」であっても十分な時間をかけ、自治体の意向も考慮すれば、合併後も住民の満足度が低下することはないということである。日本では、合併によるマイナス面、例えば、役所の場所が遠くなるなどの不便、住民サービスの低下、さらに、新しい自治体の名前の問題などはよく問題にされるが、合併によって財政が安定するというプラス面にはほとんどふれられない。Dr Nielsenの研究結果を考慮する

と、日本では合併のマイナス面が大きさと考えられている可能性もある。

ちなみに、スウェーデンのコミュンの平均人口は31,000人で、最小規模2,700人から最大規模744,000人という分布になっている(2003年)。それに対し、日本の市・町・村の平均人口は39,000人と、平均規模では大きな差がない。しかし、日本の場合には自治体間の格差が非常に大きい。最小規模は200人から最大規模は東京区部の832万人まで分布している。200人という小さな自治体の存続は、交付税・補助金制度なしには不可能である。

最後に、長年自治体の合併・分離に関する仕事をしてきたSundstrom氏から自治体の将来構想を聞いたので、それを記しておく。

「1974年の合併は工業化時代のものである。今は通勤圏が拡大し、例えば、マルメから1時間の飛行機でストックホルムに毎日通勤する人もいる。自治体の財政を考えると、「働くところと住むところの分離」という現実を考慮すると、将来的には自治体を広域化せざるを得なくなる。そうすると、たぶん、2010年には150くらいのコミュンが妥当ということになるのではないか。」

住むところと働くところの分離は日本でもすでに東京区部の人口の過疎化という形で現実化している。もし日本でも地方所得税が主たる財源であれば、大騒ぎになるところである。自治体の財源として何が望ましいのか、ということを考えさせられた。

4. Knivsta の分離運動：民主主義と財政の効率性

この節では、1974年の強制合併以降の分離運動

を紹介する。分離を望む理由は、Sundstrom氏によれば地域の政治的対立、文化的違い、通勤圏、財政自主権の確保、帰属意識の違いなど、である。

分離を望む場合には、少なくとも10年以上は人口が減少しないことを証明しなくてはならない。コミュンの財政的基盤は地方所得税であり、人口と密接に関係するからである。さらに、分離を望む住民の比率、地方議会への立候補者数や投票率に反映される政治参加率も重要な条件である。分離申請は、The Swedish Association of Local Authoritiesのメンバーと専門家によって作られた専門委員会によって厳しく審査される。前節で紹介したSundstrom氏はThe Swedish Association of Local Authoritiesで働いている。審査は非常に厳しく、分離を認められるケースは分離申請したケースの半分以下である。

ここで、ウプサラからの分離運動に成功し、最も新しいコミュンとなったKnivstaの分離運動のきっかけ、経緯を紹介する。以下の話は2004年3月25日(木)に、Knivstaを訪れて、丁寧になされた説明をまとめたものである。私一人に対し、3人の公務員—KnivstaからMs Birgitta Ljungberg Jansson、とMs Hanne Natt och Dag、ウプサラからMr Ingemar Reimer—、そして、現在地方議会議員で分離運動の主導者の一人であったMr Lernart Lundbergの4人が、丁寧に合併の経緯を説明してくれた。スウェーデン国民は英語能力が高く、老若にかかわらず、会話に不自由しないのはありがたいことである。

さて、Knivstaは、スウェーデンの首都ストックホルムと歴史のある大学都市ウプサラの間にあり、住民の75%がストックホルムかウプサラに通勤するという自然に恵まれたベッドタウンである。ストックホルムから列車で30分、ウプサラから列車で10分という便利な場所にあり、さらに飛行場も街の中心部から20分程度の場所にあ

る。そのため、ストックホルムやウプサラのベッドタウンとして、人口増加が著しい。愛知県で言えば、名古屋に隣接する日進市のイメージである。2004年の人口は13,000人である。

Knivstaは、2003年にウプサラから分離を果たし、290番目のコミューンとなった。分離運動のきっかけは、1996年におきた小学校の増設問題である。人口が急増して、小学校が必要となったが、ウプサラ当局は財政難から、Knivstaから最も近い既存の小学校にバスで通うという提案を行った。それに対し、Knivsta住民はKnivsta地域に小学校の増設を求めたが、受け入れられなかった。そのため、財政自主権を持つために、分離運動が始まった。

Knivsta地域で最も力を持つ社会民主党は、小規模のコミューンになることによる住民の財政負担増を懸念して分離反対に回り、非政治的な住民団体Knivsta2000がつくられ分離運動の中心となった。Knivsta2000はウプサラの提案に反発した15名で始まり、地域政党に発展し、インターネット上で常時500名が活動するようになった。

激しい対立があったが、1999年に18歳以上を対象とする住民投票が実施され、57%が分離に賛成したことにより、分離申請を行うことが決定した。分離申請後、中央委員会の審査を経て、2001年4月にKnivstaは最も新しい290番目のコミューンとして認められた。その後、ウプサラとの各種の調整が継続し、正式に2003年にウプサラから分離した。

分離を認められた最も大きな要因は、「人口が増加傾向であること」である。

しかし、政治参加率も重要な要素である。私の訪問した日が偶然にも月に1回の議会の日であったので、Knivsta2000から発展した地域政党Knivsta. Nuの党员であり議員でもあるLundberg氏のすすめにより、議会を傍聴する機会を

得た。議会はもちろんスウェーデン語で行われるが、Lundberg氏の友人であるMr Bo Fischerが私のために英語で議論の内容を説明してくれた。さらに、彼も分離運動に係わっており、政治活動家でもあるので、議会や政治家についての疑問を聞くことが出来た。以下の話は、議会のパンフレット、Lundberg氏、Fischer氏、また、休憩時間に議会を傍聴していた人との話をまとめている。

まず、議会では政党別に着席する。2節で述べたように、投票は政党に対して行うので、例え一人でも政党名を名乗ることになる。政党数は8つあり、社会民主党が議員数8人で最大政党であるが、Knivstaの多数派は中道右派連合である。分離運動の中心となったKnivsta2000が発展したKnivsta. Nuは地域政党ながら4人の議員を抱える一大勢力として、現在は社会民主党と共闘している。

次に、コミューンの議員数は住民の数によって決まっており、必ず奇数である。奇数であるのは、同点で未決定になることをふせぐためである。Knivstaの議員数は31名であり、政治家の経験を持つのはそのうち10名くらいということであった。また、31名のうち2名（コミューンの代表を兼ねる議長と副議長）のみがフルタイムの政治家として活動しているが、残りの29名は無給の議員（spare-time representatives）である。さらに、当日都合のつかない議員がいれば、補欠議員（substitutes）の代理出席が認められている。ちなみに、大きなコミューンになると、政治活動に専念できる有給の議員数が増えるそうである。無給の議員の存在は私にとっては驚きであったが、Knivstaの人々はどんな小さな自治体でも日本の議員は有給であるということに驚いていた。誰が支払うのか、と。

大半の議員が無給ということは、生活費を稼ぐ

本業があるので、議会、政党の集まり・議論などの政治活動は、夜の7時から行われる。この日の議会は10時前に終わったが、遅いと11時くらいまでかかるそうである。Lundberg氏や他の議員の意見を聞くと、議会は月に1度であるが、仲間での打ち合わせ、他の政党との協議など、多くの時間がかかるので、政治活動と仕事、家庭の両立はかなり負担であるそうである。Lundberg氏は政治活動に専念できるように議員は有給の方がいいという意見を述べていた。

Knivsta 議会の議員は、若手、女性の比率が高いのが印象的であった。日本の市議会とはまるで違う。ついでにいうと、3月25日の議会には2名の赤ちゃんも議員と共に参加していた。日本ではとても想像できない光景である。

また、印象的だったのは、議題に対する意見表明が速やかで簡潔であったことである。意見表明は各政党で1名が代表で行う。意見表明には、よぶんな修飾文や時間稼ぎののんびりした口調はない。もちろん議会の前にかなり政党間で話し合うそうである。採決では、全員に対し口頭での賛否が問われる。

この日の議題は、プレ・スクールの合併の可否、スタジアムの売却の可否、サービス料金の改定、来年度の財政計画、などであり、いかにも住民に身近なテーマであった。また、議題以外の住民からの意見を聞く時間ももうけられていたのは、新鮮な光景であった。

5. まとめ

スウェーデンは1969年に「強制合併」法を成立させ、1974年にコミューンの数を1,000から278まで減少させ、地方自治体の財政基盤の強化をはかった。自主的な合併を待っている、自治体財政悪化がくい止められないというのが、その理由

である。スウェーデンでは、国、県レベル、コミューンの業務に重複、上下関係がないので、組織として効率的であり、コミューンは経済的にも独立した存在となっている。

それに対し、フランスは、日本と同じく、合併を自治体の自主性に任せた。その結果、合併は遅々として進まず、現在、市町村にあたるコミューンが36,000もあり、日本の平成の大合併以前の約3,300に比べても格段に多い。しかし、人口500未満のコミューンが2万以上もあるため、「共同体」を形成して、小規模な自治体ではできない事業を共同で行うという実際的な行動を行っている。小さなコミューンを守ろうという意識も行動力もある。最も、当然ながら、共同体とコミューン、コミューン間で、財源の負担、権限の委譲などが問題となる（「フランス分権事情」、朝日新聞、2005年1月25日から27日の夕刊記事による）。

日本の自治体の運営はフランスと似ている。小さな自治体には運営が難しい介護保険業務を契機に広域連合を組むところが増えている。しかし、日本では、広域連合に留まらず、市町村の合併を目指した。そして、合併を自主性に任せたので、合併促進のために合併特例債の優遇（特例債は交付税でみる）をにんじんとして与える必要がでてきた。この制度により確かに合併は進んだが、代わりに、将来世代の承認を得ることなく、彼らに大きな付け（＝借金）を残すことになった。なぜ、広域連合ではいけないのかも、十分議論されることもなく、合併が進められたのはなぜであろうか。

これと関連し、スウェーデンでは法律が制定され、強制的な合併が行われたが、合併にいた経緯をみると、コミューンと合併委員会の十分な議論がなされた。政治参加率（民主主義）がスウェーデンの合併を比較的スムーズに実現できた重要な要素であることが、今回の調査でよく理解できた。

スウェーデンの強制合併は、法律ができてから

5年間をかけてじっくりと案が練られたのである。また、Knivstaの分離の経緯においても、財政基盤の問題だけでなく、住民の意思が非常に重要であった。1996年にウプサラからの分離運動が始まってから、中央の委員会に分離申請が認められたのが2001年、正式に分離したのが2003年であり、長い時間をかけて分離運動が進められてきたのである。

最近、合併特例法の期限を前に、合併案が十分煮詰まらないうちに、合併のメリット、デメリットを十分説明しないままに行われる「合併に関する住民投票」の記事をよく見かける。日本における「住民投票」とは何であろうか。単なるセレモニーにしかみえない。

なぜ、日本では合併を急ぐのであろうか。なぜ、広域連合（あるいは事業共同体）ではいけなかったのであろうか。しかも、今回の合併では、自主的な合併を推進したために、まだ多くの小さな自治体が残った。スウェーデンの強制合併、フランスの共同体体制をさらに研究することは、今後とも有用であろう。

最後になるが、日本は、スウェーデンやフランスなど多くの先進国と異なり、敗戦国であった過去を引きずり、政治家や政治運動を非常に否定的に考える国である。戦後短期間を除き自由民主党が政権の座にすわり続けており、政権交代がないことが政治への関心を失わせている面もある。しかし、地方分権には、住民の政治参加が不可欠である。これが、今回のスウェーデンでの調査で私の得た1つの結論である。自治体財政は住民が直接間接に支払った税金で運営されている。出資者には、口出しする権利と義務がある。

謝辞：この論文のもととなった調査は、平成15年度～平成16年度科学研究費補助金（基盤研究(C)(2)15530222）によって行ったものである。また、スウェーデン訪問は、日本スウェーデン大使館の助力により、実り多いものとなった。深く感謝する。

参考文献

- 朝日新聞「フランス分権事情（上）（中）（下）」、2005年1月25日から27日の夕刊。
- 岡沢憲美・宮本太郎編『スウェーデン・ハンドブック第2版』、早稲田大学出版会、2004。
- 藤井威『スウェーデン・スペシャルⅢ：福祉国家における地方自治』、新評論、2003。
- 藤岡純一『分権型福祉社会：スウェーデンの財政』、有斐閣選書、2001。
- Nielsen, P., (1974年の強制合併に対する住民の評価をまとめた本)の英語で書かれたSummary, Upsala University, 2003. (Mr Ingemar ReinerにKnivstaでいただく)
- Sundstrom, B., 'Municipal Economy in Nordic Municipalities: the Strong Municipality, Taxes and Environmental Charges', Swedish Association of Local Authorities, 2004年2月18日に政府に提出。(本人よりいただく)
- Swedish Association of Local Authorities and Swedish Country Councils, *Levels of Local Democracy in Sweden*, 2001.
- Swedish Institute, Fact Sheets on Sweden: Local Government in Sweden, September 2001. (スウェーデン大使館より提供)
- 報告者不明, 'The Swedish Economy: Situation 2003: Challenges to the Welfare System Structural Reforms during the 1990's', 2003. (スウェーデン大使館より提供, 慶應大学の授業の一環として報告された文章)